

広告代理店 各位

さいたま市長 清 水 勇 人  
( 公 印 省 略 )

広告掲載に係る見積書について（依頼）

日頃から、さいたま市政に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さいたま市では、広告掲載事業の一環として、身近な市税の税目（個人住民税、軽自動車税、国民健康保険税等）の概要、納付手続、窓口・問合せ先等を簡易な日本語、英語、中国語及び韓国・朝鮮語の4言語で紹介する冊子「市税のしおり（日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語）」に広告を掲載いただける広告主等を募集いたします。

つきましては、参加希望がございましたら、さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準等を御確認いただき、別添見積書様式にて、下記のとおり当該広告掲載に係る見積書を御提出くださいますようお願いいたします。

記

- |   |            |  |
|---|------------|--|
| 1 | 印刷物名称      | 市税のしおり（日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語）  |
| 2 | 募集内容       | 別紙「広告掲載仕様書」のとおり  |
| 3 | 広告主等の決定方法  | 見積合わせの結果、最高額の見積り提出者に売却   |
| 4 | 提出期限       | <u>平成 27 年 12 月 24 日（木）正午までに御提出ください。</u>                             |
| 5 | 提出先        | さいたま市 都市戦略本部 行財政改革推進部（本庁舎 5 階）                                       |
| 6 | 郵送による場合の宛先 | 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4<br>さいたま市 都市戦略本部 行財政改革推進部<br>行政改革・公民連携推進担当 |
| 7 | その他        | 別紙「見積書提出に当たっての留意点」のとおり   |

さいたま市 都市戦略本部 行財政改革推進部  
行政改革・公民連携推進担当 大砂 神田  
電 話 048-829-1106  
FAX 048-829-1985  
E-mail kaikaku@city.saitama.lg.jp

# 見積書提出に当たっての留意点

## 1 見積書の提出について

- ① 見積書には、広告代理店手数料、製作費（版下・デザイン）は含まない金額を記載してください。また、見積り提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
- ② 見積書の金額の訂正は無効となります。訂正のため見積書様式が必要な場合は、お申し出ください。
- ③ 購入希望が無いと認められる見積りについては、無効とします。
- ④ 金額以外の訂正等を行う場合は、修正液等は使用せず二重線で見え消しにして、訂正印を押してください。
- ⑤ 見積書には押印が必要ですので、御持参いただくか郵送にて御提出ください。また、見積書提出後の変更や撤回はできませんので御了承ください。
- ⑥ 提出期限までに見積書の提出がなかった場合は、購入を希望しないものと判断させていただきます。
- ⑦ 最低募集価格の設定がありますので、見積書の金額については最低募集価格以上の金額を記載してください。

## 2 見積り結果について

- ① 見積り金額が同額の場合は、くじ引きにより決定します。
- ② 見積り結果については、提出期限日の翌日（翌日が閉庁日の場合は、翌開庁日）までに連絡します。

### 【 参 考 】

見積り …… 課税事業者は、税抜き（見積もった価格の108分の100）の価格を見積書に記載する。  
免税事業者についても、課税事業者と同一の状態と比較することができるよう見積もった価格の108分の100の価格を見積書に記載する。

契約締結 …… 契約書に記載する契約金額は、見積書に記載された金額に8パーセントを加算した額とする。（課税事業者も免税事業者も同じ）

# 見 積 書

1 印刷物名称 市税のしおり（日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語）

2 金 額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準、仕様書等を熟知したの  
で、見積りします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

㊞

さいたま市長

（注意事項）

・金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。

(様式2・広告代理店方式用)

# 広告掲載仕様書

○印刷物に広告を掲載する広告主等を次のとおり募集します

## 1 印刷物について

名称	市税のしおり（日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語）	
発行部数	2,000冊を予定	
規格	判型	A4版 縦295mm × 横210mm
	ページ	16ページ程度
	色	2色（黒・他1色）
発行頻度	年1回	
発行日	平成28年3月末	
配布期間	平成28年4月1日から約1年（但し、在庫が無くなるまで。）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な市税の税目（個人住民税、軽自動車税、国民健康保険税等）の概要、納付手続、窓口・問合せ先等を紹介する冊子</li> <li>簡易な日本語、英語、中国語及び韓国・朝鮮語の4言語を併記</li> </ul>	
配布エリア・対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>配布エリア：さいたま市内</li> <li>対象：制限なし（外国人に限らず、日本人にも配布）</li> </ul>	
配布方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>無償配布</li> <li>各区役所の区民課、課税課、収納課、保険年金課、さいたま市国際交流センター、国際課など、外国人の方の目に触れる機会の多い場所に配置</li> </ul>	
発行元	財政局 税務部 税制課	
備考		

## 2 掲載広告について

掲載面・位置	スペース（縦×横）	枠数	色数	最低募集価格（税込み）
裏表紙 表4	147.5mm×210mm	1枠 (2分割まで可)	2色 (黒・他1色)	19,000円
特記事項	① 広告の使用言語は、日本語、英語、中国語（簡体字）及び韓国・朝鮮語に限る。 ② 英語、中国語（簡体字）、韓国・朝鮮語を使用する場合は、日本語訳を提供すること。 ③ 「さいたま市税務部広告掲載取扱要綱」を参照のこと。 ④ 広告掲載が望ましくない業種：税理士、税理士法人等（弁護士、会計士等の税理士の資格を有する者を含む） ※税理士会は可			
入稿締切日	平成28年2月3日			

※さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準を遵守してください。

※広告掲載料には、広告代理店手数料、制作費（版下・デザイン）は含んでおりません。

※完全データにて入稿してください（データ形式：後日指定します）。

※広告の色における、他1色については、後日指定します（印刷物と同色とします）。

※入稿時には出力見本を添えてください。

## 3 広告掲載イメージ

次ページのとおり

# <市税のしおり 広告掲載イメージ>

210mm

147.5mm

# 広告枠

(裏表紙 表4 上半分)

この市税のしおりは、2,000部作成し、1部当たりの印刷経費は68円です。

Two thousand copies of this municipal tax guide were printed at a cost of ¥68 per copy.

本市税指南作成 2,000部, 1部印刷経費が 68 日元。

본 시세 안내서는 2000 부를 제작했으며 1부당 인쇄 경비는 68 엔입니다.

発行日 平成26年(2014年)4月  
発行 さいたま市  
編集 さいたま市 財政局 税務部 税制課  
〒330-9588  
さいたま市 浦和区 常盤 6-4-4  
TEL: 048-829-1159  
URL: <http://www.city.saitama.jp/>

Published: April 2014  
Publisher: Saitama City  
Compiled by: Tax Division, Department of  
Tax, Finance Bureau, Saitama City  
6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City  
330-9588  
Tel: 048-829-1159  
Website: [www.city.saitama.jp/](http://www.city.saitama.jp/)

発行日期 平成26年(2014年)4月  
发行人 埼玉市  
编辑人 埼玉市 财政局 税務部 税制課  
邮编 330-9588  
埼玉市 浦和区 常盤 6-4-4  
电话 :048-829-1159  
URL :<http://www.city.saitama.jp/>

발행일 2014년 4월  
발행 시이타마시  
편집 시이타마시 재정국 세무부 세제과  
우 330-9588  
시이타마시 우라와구 도키와 6-4-4  
TEL: 048-829-1159  
URL: <http://www.city.saitama.jp/>

## さいたま市税務部広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市広告掲載要綱（平成18年7月4日市長決裁。以下「広告掲載要綱」という。）第3条の規定に基づき、次条に掲げる広告媒体への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告媒体の種類)

第2条 広告媒体の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市が市民税・県民税税額決定（納税）通知書並びに固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の納税通知書を発送する際に用いる封筒（以下「納税通知書等用封筒」という。）とする。
- (2) 税のしおり
- (3) 市税のしおり（多言語版）

### (広告の範囲及び掲載基準)

第3条 広告掲載要綱第4条及びさいたま市広告掲載基準（平成18年7月4日政策局長決裁）第4条に定める事項に該当するものは、広告掲載を行わない。

### (広告の規格及び掲載位置)

第4条 第2条に掲げる広告媒体の広告枠は、次に定めるものとする。

- (1) 納税通知書等用封筒 裏面の縦7センチメートル以内、横15センチメートル以内で税務部長が定める。
  - (2) 税のしおり 裏表紙の両面、縦29.5センチメートル以内、横21センチメートル以内で税務部長が定める。
  - (3) 市税のしおり（多言語版） 裏表紙の裏面、縦29.5センチメートル以内、横21センチメートル以内で税務部長が定める。
- 2 広告の色は、募集の都度税務部長が定める。
  - 3 広告には、広告主及び広告主の連絡先を表示しなければならない。
  - 4 広告には、その上部に、縦5ミリメートル、横10ミリメートル程度の大きさで広告と表示し、これを枠囲みしなければならない。

### (広告掲載料)

第5条 広告の予定価格は、前年度の広告掲載料等を踏まえて、税務部長が定めるものとする。

- 2 前項の価格には、消費税相当分を含まないものとする。
- 3 広告のデザイン作成等に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 広告掲載希望者の募集は、必要に応じ、ホームページ等の広報媒体を活用し行うこととする。

(選定方法)

第7条 市長は、広告の予定価格により、さいたま市契約規則（平成13年5月1日規則第66号）に定める一般競争入札、指名競争入札又は随意契約を行うこととする。

2 市長は、第5条第1項に定める予定価格以上の申込者のうち最も高い価格の者を、第2条に掲げる広告媒体の広告主（広告代理店を含む。）として決定する。

3 市長は、落札となるべき価格又は最も高い見積価格の申込者が複数いる場合は、くじで広告主（広告代理店を含む。）を決定する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、広告掲載要綱の規定を適用する。

2 前項に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、税務部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(さいたま市納税通知書等用封筒広告掲載取扱要綱の廃止)

2 さいたま市納税通知書等用封筒広告掲載取扱要綱（平成19年9月12日財政局長決裁）は、廃止する。

(さいたま市税のしおり広告掲載取扱要綱の廃止)

3 さいたま市税のしおり広告掲載取扱要綱（平成20年1月1日財政局長決裁）は、廃止する。